

計画作成年度	令和8年度
計画主体	江津市

江津市鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名：島根県江津市農林水産課

所在地：島根県江津市江津町1016番地4

電話番号：0855-52-7956

FAX番号：0855-52-1365

メールアドレス：norinsuisan@city.gotsu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、ヌートリア、カラス、カワウ、サギ、シカ、アライグマ、アナグマ、ツキノワグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	島根県江津市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の状況（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	2,737千円、1.92ha
サル	水稲	138千円、0.97ha
ヌートリア	水稲	14千円、0.09ha
カワウ	魚類（アユ等）	3,845千円
サギ	魚類（アユ等）	536千円
スズメ	水稲	99千円、0.69ha

(2) 被害の傾向

①イノシシ

(ア) 被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
水稲			←	→				→					市内全域
野菜			←	→			→						市内全域
穀物類			←	→									市内全域
いも類		←	→					←	→				市内全域
その他	←											→	市内全域

(イ) 被害状況

- ・最も多い被害は水稲で、穂の食害の他に、踏み荒らしやヌタウチによる稲の倒伏被害が発生。被害区域は全市的。
- ・イモ類などの畑作でも年間を通して被害が発生。
- ・エサを求めて年中、地面を掘り返す被害が発生している。また、近年は市街地への出没が多発し、捕獲対策が難航。

(ウ) 生息状況

- ・捕獲数に波はあるが、生息数の減少は認められない。

②サル

(ア) 被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
水稲			←				→						市内全域

④カラス

(ア) 被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
果樹							←	→					市内全域

(イ) 被害状況

- ・果樹（ミカンの被害が発生）被害が主。
- ・畑に捨てられる残飯が誘引物となり、周辺の農作物へ被害を与える。
- ・農地の田畑はもとより、市街地の家庭菜園への被害が多発、被害は継続中。

(ウ) 生息状況

- ・山間部と海岸部に集中して生息。

⑤カワウ

(ア) 被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
魚類		→				←	→				←		江の川

(イ) 被害状況

- ・魚類（アユ等）の食害は深刻。

(ウ) 生息状況

- ・市内の中央を流れる江の川や八戸川に生息し、特に川越、松川地区の江の川右岸の竹林にはコロニーが点在。

(エ) 江川漁業協同組合は、令和6年度の年間被害額が約384万円。

⑥サギ

(ア) 被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
魚類		→				←	→				←		江の川

(イ) 被害状況

- ・魚類（アユ等）の食害は深刻。

(ウ) 生息状況

- ・市内の中央を流れる江の川や八戸川に生息し、特に川越、松川地区の江の川右岸の竹林にはコロニーが点在。

(エ) 江川漁業協同組合は、令和6年度の年間被害額が約53万円。

⑦シカ

(ア) 被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
広葉樹苗						←	→						江津市

(イ) 被害状況

- ・シカによる広葉樹苗の食害あり。

・市が実施した令和7年度造林地における二ホンジカ摂食被害調査によると、被害率(食害を受けた本数/調査数)5%未満と極めて軽微ではあるが、樹皮剥ぎの被害が確認された。

(ウ) 生息状況

・近年の捕獲数、目撃数は増加傾向。今後、シカの被害がさらに増えるものと予想される。

(エ) 江津市森林組合は現場作業等で樹皮剥ぎや角擦りなどを確認している。被害量が極めて少ないため、被害金額にはあがらない被害が継続していると考えられる。

⑧アライグマ

被害実態の全容は見えていないが、飼育されている鯉や金魚への被害が確認される。県の調査によると、県西部より生息域が拡大中、被害拡大が懸念される。

⑨アナグマ

被害実態の全容は見えていないが、住宅密集地周辺の家庭菜園での被害、通学路等での目撃情報がある。

今後の生息域拡大、被害拡大が懸念される。

⑩ツキノワグマ

(ア) 被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
果樹							←	→					市内全域
蜜胴							←	→					市内全域
堅果類							←	→					市内全域
その他	←											→	市内全域

(イ) 被害状況

- ・果樹については、主にカキ、クリへの食害が夏から秋にかけて市内全域で発生している。
- ・秋に人家付近に設置された蜜胴への被害が発生している。

(ウ) 生息状況

・令和6年度におけるツキノワグマの捕獲・目撃情報(島根県・広島県・山口県データ)によると、広島県北西部、島根県中央から西部、山口県東部の県境沿いの西中国山地から島根県の沿岸部まで分布している。江津市においても各地区から目撃情報等が報告されており、令和6年度の目撃数は過去最高となった。近年、市街地周辺での出没、住民との遭遇事例があり、人身事故の危険性が高まっている。

(3) 被害の軽減目標

(ア) 被害金額

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
イノシシ	2,737千円	2,463千円
サル	138千円	124千円
ヌートリア	14千円	12千円
カワウ	3,845千円	3,460千円
サギ	536千円	482千円
合計	7,270千円	6,541千円

(イ) 被害面積

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
イノシシ	1.92ha	1.72ha
サル	0.97ha	0.87ha
ヌートリア	0.09ha	0.08ha
カワウ	—	—
サギ	—	—
合計	2.98ha	2.67ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許取得者を対象に公募をかけ、江津市有害鳥獣捕獲班員（以下：捕獲班員）を募り、江津市有害鳥獣捕獲班（以下：捕獲班）を編成。桜江町との合併を機に組織を一本化し、3班8支部を編成し、令和7年度は72名の班員が被害対応を行う。 ・捕獲班への参加を条件に狩猟免許試験に係る事前講習会の費用を全額補助。 ・年3回程度捕獲班の役員会を開催する。班の事業方針、有害鳥獣対策に関わる捕獲業務等の協議・決定を行う。決定した事項は、年1回全班員を対象にした説明会を開催し、組織強化、情報の共有を図る。 ・箱ワナの購入に際し、地域での取り組みを推進するため、3戸以上の地域農業者集団と捕獲 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲班員の高齢化、担い手不足、捕獲経費の増大、鳥獣の出没範囲の拡大。 ・捕獲体制強化および見回り等の労力軽減による次世代の担い手確保に向けたICT機器導入推進。 ・地域ぐるみによる捕獲体制に向けた自衛捕獲推進。

	<p>班員の管理体制を要件に、1基当たり2/3または18万円を上限に補助金を交付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲班員の円滑な捕獲活動を促すため、イノシシ等の捕獲に奨励金を交付。 <ul style="list-style-type: none"> (イノシシ成獣) 12,000円/頭 (イノシシ幼獣) 6,000円/頭 (サル成獣) 28,000円/頭 (サル幼獣) 21,000円/頭 (ヌートリア) 3,000円/頭 (カラス) 1,800円/羽 (シカ成獣) 17,000円/頭 (シカ幼獣) 11,000円/頭 (アライグマ) 6,000円/頭 (アナグマ) 3,000円/頭 ・野生鳥獣の個体数増加による被害の深刻化、広域化に対応するため、捕獲班員の捕獲活動の更なる強化や地域の実情に応じたきめ細やかな侵入防止による集中的かつ効果的な被害対策を行う。 ・捕獲活動中における事故等に対応するため、捕獲班員全員を保険に加入。 ・被害が深刻な地域においては江津市鳥獣被害対策協議会で檻を購入し、捕獲班に設置等の依頼をしている。 ・分布拡大傾向である中国山地のシカの生息数を増やさないために、捕獲事業を取り入れて、シカに対する捕獲体制の構築及び捕獲圧を高めている。 										
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1a以上の田畑に、鳥獣防護柵を設置する農家に対して、資材の購入経費の1/3を補助。なお、電気柵においては10a以上で連坦する農耕地を対象とする場合は、2/3補助。 ・平成20年度から平成30年度、令和3年度から令和6年度までの15カ年で鳥獣害防止柵設置事業を導入。 <table border="1" data-bbox="454 1888 1037 2031"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>地区数</th> <th>距離(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>8</td> <td>9,526</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>11</td> <td>22,446</td> </tr> </tbody> </table>	年度	地区数	距離(m)	H20	8	9,526	H21	11	22,446	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金制度の15カ年で市内一円の農地をほぼカバーしたが、老朽化した柵が問題となっており、財産処分制限期間が過ぎた地域からの要望で更新中。 ・長距離・広域防護柵設置により設置後の柵管理が十分に行えていなかった。 ・高齢化や人口減少等によって柵の設置に係る人員の確保が困
年度	地区数	距離(m)									
H20	8	9,526									
H21	11	22,446									

	H22	6	15,782	<p>難な地域がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲班員の被害防御に関する知識、技術等が乏しく捕獲に偏った対策となっている。
	H23	2	14,779	
	H24	11	29,316	
	H25	13	26,747	
	H26	8	14,583	
	H27	5	12,932	
	H28	4	6,154	
	H29	8	11,186	
	H30	1	2,540	
	R3	2	2,000	
	R4	2	3,920	
	R5	2	2,540	
	R6	1	2,300	
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・波積町本郷地区（H21）、跡市地区（H20, 21, 22）の2地区において、緩衝帯を設置。 ・鳥獣の出没が多い地域において、放任果樹の除去を呼びかけている。 			<ul style="list-style-type: none"> ・放任果樹の除去等の重要性が十分に地域住民に浸透していない。

（5）今後の取組方針

<p>1. 被害状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握は、水稻については関係団体からの情報提供、畑等については住民から連絡を受けて市職員が現地調査を行っていることから、潜在的な被害は相当数あるものと推測され、地域や関係機関が一体となり、被害状況の適切な把握を行う。 <p>2. 情報の共有化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害現場に関わる組織・団体だけの個別対応を避け、関係機関・地域が一体となった被害対応・対策を検討・協議する。 ・近年の被害傾向や野生鳥獣の特性等を踏まえた、地域住民への野生鳥獣対策の普及、啓発を実施する。 <p>3. 江津市鳥獣対策専門員の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害軽減のため鳥獣対策専門員を雇用し、捕獲、地域への侵入防止対策、住民への普及啓発を強化するため体制を整備する。 ・痕跡確認やセンサーカメラ等を活用して、加害獣種の特特定や被害発生原因の特特定を行い、獣種に合わせた柵の設置の仕方、管理手法、誘引物除去など正しい対策を普及啓発する。 ・市、捕獲班、住民の連携を強化し、効果的で継続的な対策を実施する。 ・ツキノワグマ出没時に迅速かつ適正な対応可能な体制を構築する。 <p>4. 「捕獲」と「防御」両面対策の推進、生息環境管理の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワナや銃器による「捕獲」と防護柵の設置による「侵入防止対策」の推進をする。 ・市内の狩猟免許取得者を増やすために、事前講習会への参加を促し捕獲班参加を条件に講習会参加費用を助成。捕獲班員の担い手づくりと組織強化を図る。
--

- ・捕獲体制強化ため、研修会等を実施し、農業者等の自衛捕獲者増加の取組を支援する。
- ・柵設置後の定期的な草刈り等の環境整備、維持、点検、修繕の徹底を促す。
- ・放任果樹の除去等、地域への誘引物となる物の除去を促す。

5. 地域ぐるみの被害対策の確立と農村集落の維持

- ・中山間地域居住者にとっては、鳥獣対策は切実な問題。「鳥獣からいかに地域を守るか」は「自分たちの集落をいかに守るか」というテーマに直結するものであり、地域での被害対策の確立を目指し議論することで、地域集落の維持につなげる。
- ・対処療法的捕獲対策となっていないか抜本的な見直しを進める。
- ・地域計画に指定された地域に対して防護柵などの設置・管理や農地周辺の草刈りなどの環境整備を地域ぐるみで行う。
- ・農地を地域で適切に維持、守ることが可能な枠組みを設定し、それに適した防除方法・捕獲対策を地域住民と議論する。
- ・サル対策として追い払い用花火の講習会参加を推進する。
- ・日本型直接支払制度実施地域等の農業従事者に対して聞き取り等により、地域の特性に合わせた被害対策を検討、実施する。
- ・ツキノワグマや放れザルといった野生鳥獣が市街地周辺で出没していることから、農業従事者以外への野生鳥獣対策の普及を推進する。

6. 緊急銃猟

- ・人の日常生活圏へツキノワグマの出没があった場合に安全措置等を行った上で、市長の判断で緊急銃猟を実施する。
- ・市長を対策本部の責任者とし、交通規制、避難誘導といった安全措置、現場での対応は江津警察署、島根県西部農林水産振興センターと共同で行う。
- ・捕獲班より捕獲者(射手)を選定し、事故等が発生した場合は市の責任において、賠償等を行う。
- ・なお、緊急銃猟は最後の手段であり、まずはクマが人里に出没しにくい環境を整備するために放任果樹の適正な管理等の重要性を普及する。

7. ICT 機器を活用した被害対策

<サル対策>

- ・銃器による捕獲体制に依存しており、地域によっては追い払い花火等で対策を講じているが、市全体の個体数は増加傾向により、違う地域にサルの群れが流入している。
- ・GPS 発信機を導入しサルの群れの行動圏を可視化することで科学的根拠に基づいた対策を実施。
- ・市でデータを蓄積し、加害レベルの高い群れに対して捕獲圧を高めていく。
- ・ICT 機器を活用した被害対策の技術、知識等を蓄積し今後のサル対策に活用する。

<その他>

- ・捕獲に係る労力軽減のため ICT 機器の活用を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

江津市有害鳥獣捕獲班	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住者で狩猟登録を行い、捕獲に十分な理解を有する者を対象に捕獲班員を募集している。 ・有害鳥獣の予察捕獲、農作物被害等があった現場確認を職員と実施し、捕獲対応の可否、防御対策の指導等を行う。 ・市街地等でのツキノワグマ出没対応、生息数増加が予測されるシカ等の捕獲圧を高めるため、捕獲班員の銃所持者から、ライフル銃の所持者確保を図る。
江津市鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の捕獲班を中心に鳥獣被害実施隊の設置及び対象鳥獣捕獲員の任命等を行っている。 ・有害鳥獣捕獲時の現場確認、被害防止対策及び対象鳥獣の捕獲に積極的に取り組むことができる者を任命。
自衛捕獲	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲班に依存せず個人の農地、集落を守る。

(2) その他捕獲に関する取組み

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ・サル・ヌートリア・カラス・カワウ・サギ・シカ・アライグマ・アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・市において、有効な捕獲対策を十分に検討した上で、「被害発生→捕獲活動→捕獲」までの一連のプロセスが円滑に進むように地域との情報交換、連携を強化する。 ・狩猟免許取得事前講習会への参加を促し、狩猟者の確保とともに市捕獲班への参加を呼びかける。 ・箱わなの設置要望のあった地区に対し、導入を図り、捕獲班と連携の上に、捕獲対策を推進する。 ・捕獲班員の高齢化、担い手不足、捕獲経費の増大、鳥獣の出没範囲の拡大、捕獲体制強化のため ICT 機器導入推進、自衛捕獲推進。 ・捕獲班に対し、捕獲知識、技術等の向上のための講習会等への参加を促す。 ・シカについては、捕獲事業等を取り入れ、シカの捕獲経験が少ない人の技術取得・向上や捕獲促進により、捕獲圧を高めて、生息頭数の抑制を目指す。
令和9年度	イノシシ・サル・ヌートリア・カラス・カワウ・サギ・シカ・アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・市において、有効な捕獲対策を十分に検討した上で、「被害発生→捕獲活動→捕獲」までの一連のプロセスが円滑に進むように地域との情報

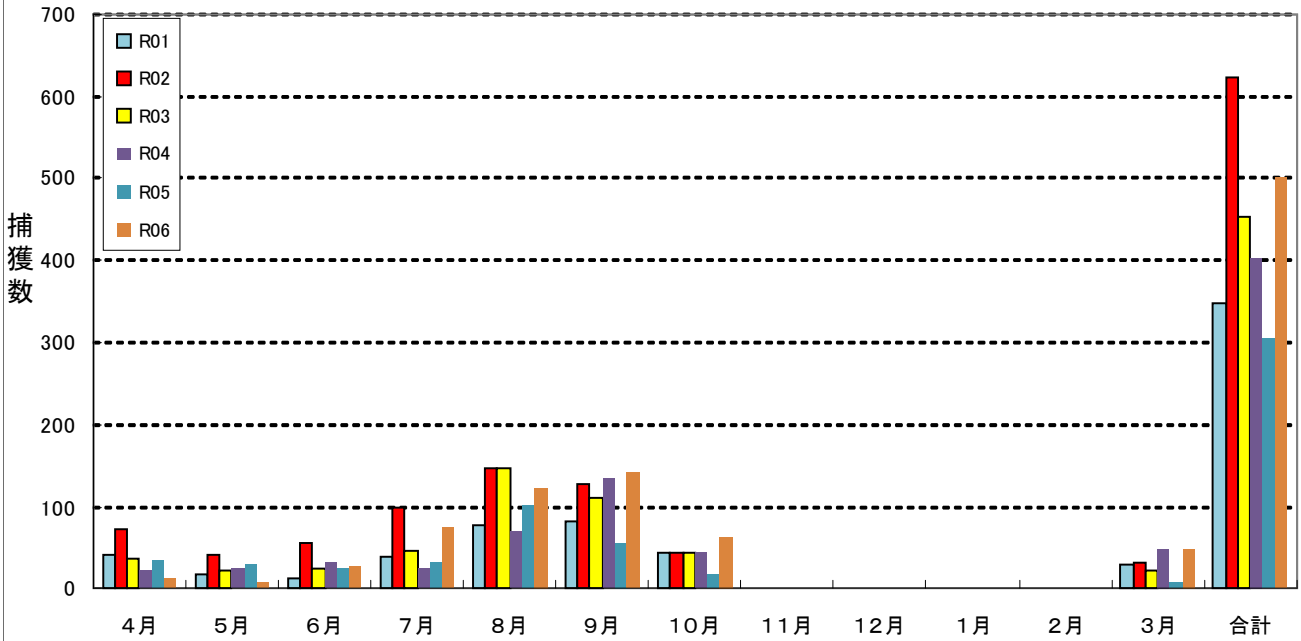
	イグマ・アナグマ	<p>交換、連携を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許取得事前講習会への参加を促し、狩猟者の確保とともに市捕獲班への参加を呼びかける。 ・箱わなの設置要望のあった地区に対し、導入を図り、捕獲班と連携の上に、捕獲対策を推進する。 ・捕獲班員の高齢化、担い手不足、捕獲経費の増大、鳥獣の出没範囲の拡大、捕獲体制強化のため ICT 機器導入推進、自衛捕獲推進。 ・捕獲班に対し、捕獲知識、技術等の向上のための講習会等への参加を促す。 ・シカについては、捕獲事業等を取り入れ、シカの捕獲経験が少ない人の技術取得・向上や捕獲促進により、捕獲圧を高めて、生息頭数の抑制を目指す。
令和 10 年度	イノシシ・サル・ヌートリア・カラス・カワウ・サギ・シカ・アライグマ・アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・市において、有効な捕獲対策を十分に検討した上で、「被害発生→捕獲活動→捕獲」までの一連のプロセスが円滑に進むように地域との情報交換、連携を強化する。 ・狩猟免許取得事前講習会への参加を促し、狩猟者の確保とともに市捕獲班への参加を呼びかける。 ・箱わなの設置要望のあった地区に対し、導入を図り、捕獲班と連携の上に、捕獲対策を推進する。 ・捕獲班員の高齢化、担い手不足、捕獲経費の増大、鳥獣の出没範囲の拡大、捕獲体制強化のため ICT 機器導入推進、自衛捕獲推進。 ・捕獲班に対し、捕獲知識、技術等の向上のための講習会等への参加を促す。 ・シカについては、捕獲事業等を取り入れ、シカの捕獲経験が少ない人の技術取得・向上や捕獲促進により、捕獲圧を高めて、生息頭数の抑制を目指す。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

①イノシシ

イノシシ月別捕獲数推移表(R01-R06)



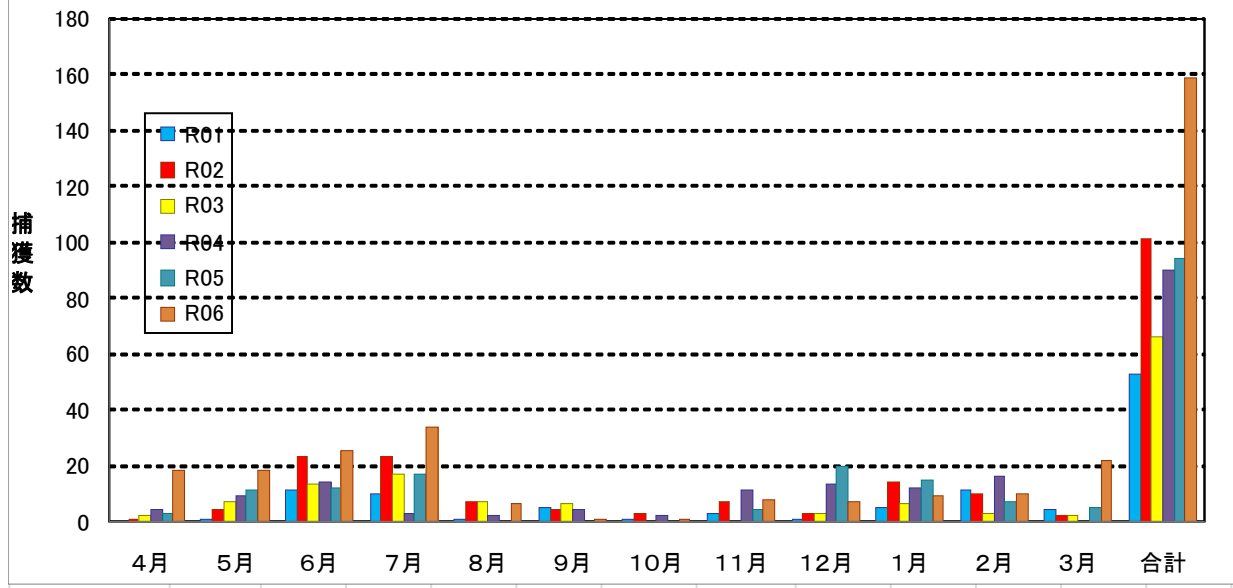
- ・年間捕獲頭数は、令和元年度348頭、令和2年度622頭、令和3年度454頭、令和4年度403頭、令和5年度304頭、令和6年度500頭であり、生息頭数の減少を認めることはできない。
- ・当市の獣被害はイノシシの割合が最も高く、引き続き捕獲を進める必要がある。

・島根県は、農林作物被害の軽減を目的として第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画を策定している。その計画の中で、狩猟を除く有害鳥獣捕獲による捕獲目標を年間12,000頭としている。

・以上を考慮し、箱ワナ等の活用を図り、令和8～10年度の捕獲計画数は、令和4年度から令和6年度の3年平均捕獲頭数を上回る450頭とする。

②サル

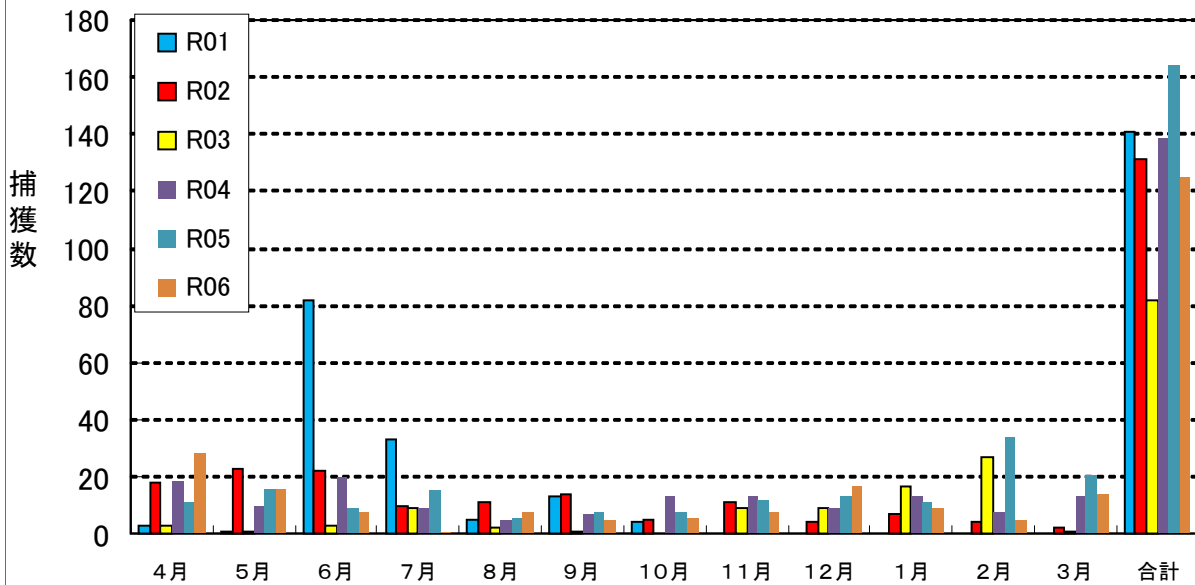
サル月別捕獲推移表 (R01-R06)



- ・年間捕獲頭数は、令和元年度53頭、令和2年度101頭、令和3年度66頭、令和4年度90頭、令和5年度94頭、令和6年度159頭であり捕獲頭数は、多少の増減は認められるが増加傾向である。
- ・近年、捕獲数は増加傾向にあり、農作物被害のほか、市街地への出没により住民生活を脅かしている。
- ・市内における群れは、8群あり、約350頭が生息するものと推定されている。
- ・また、捕獲方法についても、群れの中の1頭または数頭を捕獲することで、かえって群れの分裂または複雑化を招いていると考えられ、群れ単位での捕獲手法の検討とサルにとって餌場として魅力のない地域とする努力が住民に求められる。
- ・今後も引き続き捕獲を強化することは必要であり、令和8～10年度の捕獲計画数は、現状を上回る捕獲強化を図ることから、令和4年度から令和6年度の3年平均捕獲頭数115頭を上回る150頭とする。

③ヌートリア

ヌートリア月別捕獲数推移表(R01-R06)



・年間捕獲頭数は、令和元年度141頭、令和2年度131頭、令和3年度81頭であり、令和4年度139頭、令和5年度164頭、令和6年度125頭であり、捕獲頭数はほぼ横ばいである。

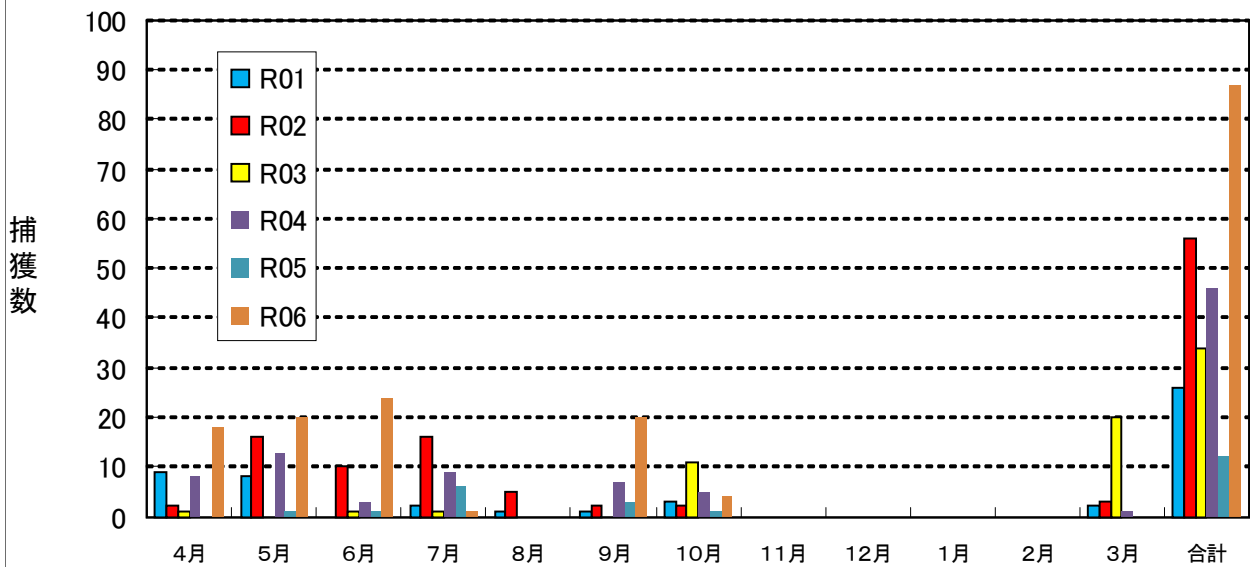
・市内の主な水系全てで目撃されており、繁殖力が高いヌートリアの生態を考慮すると、生息数は急増していると想定され、今後の農作物被害や住民生活への影響が懸念される。

・外来生物法により「特定外来生物」に指定されており、野外からの完全排除を図るため、捕獲対策の強化を図る必要がある。

・令和8～10年度の捕獲計画数は、現状を上回る捕獲強化を図ることから、令和4年度から令和6年度の3年平均捕獲頭数143頭を上回る170頭とする。

④カラス

カラス月別捕獲数推移表(R01-R06)



・年間捕獲頭数は、令和元年度26羽、令和2年度56羽、令和3年度36羽、令和4年度46羽、令和5年度12羽、令和6年度87羽であり、捕獲数は波がある状態である。

・積極的な予察捕獲を行っているが、果樹等の被害は収束しない。

・以上を考慮し、令和8～11年度の捕獲計画数は、現状を上回る捕獲強化を図ることから、令和4年度から令和6年度の3年平均捕獲頭数49頭を上回る90羽とする。

⑤カワウ

・年間捕獲頭数は、令和元年度38羽、令和2年度45羽、令和3年度30羽、令和4年度78羽、令和5年度24羽、令和6年度58羽であり、捕獲数は増加傾向である。

・市内の中央を流れる江の川に生息し、特に川越地区や松川地区の江の川右岸竹林にはコロニーが点在、アユ等の魚類の食害は深刻。

・以上を考慮し、令和8～11年度の捕獲計画数は、現状を上回る捕獲強化を図ることから、令和4年度から令和6年度の3年平均捕獲頭数54頭を上回る80羽とする。

⑥サギ

- ・年間捕獲頭数は、令和5年度24羽、令和6年度49羽であり、捕獲数は増加傾向である。
- ・市内の中央を流れる江の川に生息し、特に川越地区や松川地区の江の川右岸竹林にはコロニーが点在、アユ等の魚類の食害は深刻。
- ・以上を考慮し、令和8～11年度の捕獲計画数は、現状を上回る捕獲強化を図ることから、令和5年度と令和6年度の2年平均捕獲頭数37頭を上回る80羽とする。

⑦シカ

- ・年間捕獲頭数は令和元年度10頭、令和2年度9頭、令和3年度9頭であり、令和4年度10頭、令和5年度13頭、令和6年度13頭ほぼ横ばいの状態である。
- ・広葉樹造林地で食害あり、今後被害の拡大が懸念される。
- ・市内でも目撃数が増加しており、中国山地から流入していると予測される。
- ・以上を考慮し、令和8～11年度の捕獲計画数は、現状を上回る捕獲強化を図ることから、令和4年度から令和6年度の3年平均捕獲頭数12頭を上回る50頭とする。

⑧アライグマ

- ・年間捕獲頭数は令和6年度13頭となっている。
- ・繁殖力の高いアライグマの生態を考慮すると、生息数は増加していると想定され、今後の農作物被害や住民生活への影響が懸念される。
- ・外来生物法により「特定外来生物」に指定されており、野外からの完全排除を図るため、捕獲対策の強化を図る必要がある。
- ・以上を考慮し、令和8～10年度の捕獲計画頭数は、50頭とする。

⑨アナグマ

- ・近年市街地周辺の家庭菜園や通学路といった日常生活圏での出没が増加している。今後の農作物被害や住民生活への影響が懸念される。
- ・以上を考慮し、令和8～10年度の捕獲計画頭数は、50頭とする。

○対象鳥獣の捕獲計画まとめ

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	450	450	450
サル	150	150	150
ヌートリア	170	170	170
カラス	90	90	90
カワウ	80	80	80
サギ	80	80	80
シカ	50	50	50
アライグマ	50	50	50
アナグマ	50	50	50

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ライフル銃は遠距離からの狙撃に適しており、散弾銃用のスラッグ弾と比較して、威力等に優れるため、より確実性の高い銃猟が可能となる。 ・緊急銃猟実施時に、より安全に確実に実施するためには、ライフル銃が必要である。 ・シカの生息域が拡大しているが、生息密度は低く、現状、箱罠での捕獲は難しい。また、くくり罠で捕獲を実施する者は少なく、銃猟での捕獲が重要となってくる。警戒心の強いシカに遠距離から銃猟を行うためには、ライフル銃が必要である。

(4) 許可権限委任事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ、サル、ヌートリア、アライグマ	・ワイヤーメッシュ柵、電気柵 14,779m	・ワイヤーメッシュ柵、電気柵 29,316m	・ワイヤーメッシュ柵、電気柵 26,747m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ、サル、ヌートリア、アライグマ	<p>個々での追い払いから、地域での追い払い体制やその方法を確立し、鳥獣が近寄りにくい環境を整備する。</p> <p>補助事業を活用し、防護柵を設置した地域の取り組み状況などを近隣地域に情報提供し、地域ぐるみでの防除対策を推進する。</p> <p>定期的な柵の見回り、</p>	<p>個々での追い払いから、地域での追い払い体制やその方法を確立し、鳥獣が近寄りにくい環境を整備する。</p> <p>補助事業を活用し、防護柵を設置した地域の取り組み状況などを近隣地域に情報提供し、地域ぐるみでの防除対策を推進する。</p> <p>定期的な柵の見回り、</p>	<p>個々での追い払いから、地域での追い払い体制やその方法を確立し、鳥獣が近寄りにくい環境を整備する。</p> <p>補助事業を活用し、防護柵を設置した地域の取り組み状況などを近隣地域に情報提供し、地域ぐるみでの防除対策を推進する。</p> <p>定期的な柵の見回り、</p>

	草刈といった維持・管理を住民主体で行う。	草刈りといった維持・管理を住民主体で行う。	草刈りといった維持・管理を住民主体で行う。
--	----------------------	-----------------------	-----------------------

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

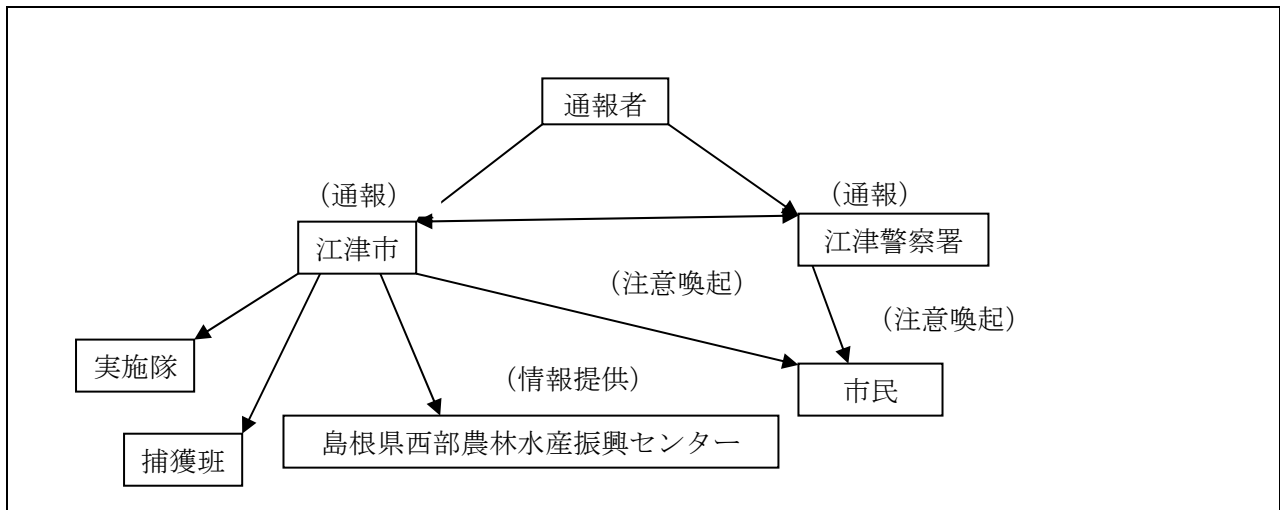
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ、サル、ヌートリア、カラス、シカ、アライグマ、アナグマ、ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫できずに放置された作物や果樹を地域一体になって適切に管理する。 ・鳥獣にとって“餌場価値の低い集落づくり”創出にむけ、住民参加による集落環境整備を行う。 ・住民主体となって鳥獣被害に取り組める様、江津市が行っている出前講座の利用を促進する。 ・放任果樹や家庭菜園などの適正管理に関する普及活動を推進する。 ・ヤブの刈払い等鳥獣の住処をなくすよう普及啓発をする。
令和9年度	イノシシ、サル、ヌートリア、カラス、シカ、アライグマ、アナグマ、ツキノワグマ、	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫できずに放置された作物や果樹を地域一体になって適切に管理する。 ・鳥獣にとって“餌場価値の低い集落づくり”創出にむけ、住民参加による集落環境整備を行う。 ・住民主体となって鳥獣被害に取り組める様、江津市が行っている出前講座の利用を促進する。 ・放任果樹や家庭菜園などの適正管理に関する普及活動を推進する。 ・ヤブの刈払い等鳥獣の住処をなくすよう普及啓発をする。
令和10年度	イノシシ、サル、ヌートリア、カラス、シカ、アライグマ、アナグマ、ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫できずに放置された作物や果樹を地域一体になって適切に管理する。 ・鳥獣にとって“餌場価値の低い集落づくり”創出にむけ、住民参加による集落環境整備を行う。 ・住民主体となって鳥獣被害に取り組める様、江津市が行っている出前講座の利用を促進する。 ・放任果樹や家庭菜園などの適正管理に関する普及活動を推進する。 ・ヤブの刈払い等鳥獣の住処をなくすよう普及活動を推進する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

関係機関等の名称	役割
島根県西部農林水産振興センター	被害防止活動の支援。
江津市農林水産課	関係機関への情報提供及び収集を行う。 市民に対し注意喚起を行い、被害防止活動支援を行う。 実施隊・捕獲班と連携し、捕獲活動を行う。
江津警察署	生命・身体の保護、避難等に関する支援。
江津市鳥獣被害対策実施隊	市や捕獲班と連携し、捕獲活動を行う。
江津市有害鳥獣捕獲班	市や実施隊と連携し、捕獲活動を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲された鳥獣は、原則、埋設処分又は焼却処分とする。
- ・イノシシ、シカについては、既存の処理加工施設があり、利活用できる個体については本施設により加工する。
- ・豚熱の感染拡大防止のため、イノシシを処理加工施設に持ち込む者は、川本家畜保健衛生所等が実施する搬入に関する説明会等を受けた者のみとする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・処理加工施設は、保健所の基準に即した施設であり、食品衛生法による惣菜製造業の許可を備えた加工調理場も併設されている。これらは、イノシシを地域資源として、販売用や料理用に活用し、地域活性化を図るもので
----	--

	<p>ある。地元高齢者は、昔ながらのイノシシ肉料理を伝承していることもあり、高齢者の活躍の場が生まれ、生きがい対策にもつながっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理したイノシシ肉を、販売加工グループ「浅利観光(猪肉加工販売センター榎木の郷)」がインターネットによる精肉販売やイノシシコロケ等の加工食品を手がけている。
--	---

(2) 処理加工施設の取組

<ul style="list-style-type: none"> ・搬入体制確立のため江津市、浅利観光(株)、捕獲班で協議していく。 ・搬入先の人材育成。 ・浅利観光(株)が主体となって運営し、年間処理計画頭数(目標)は150～200頭とする。また、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行っていく。 ・豚熱感染拡大防止のため、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づいた処理を行う。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

<ul style="list-style-type: none"> ・従来の捕獲から搬入体制ではなく、画一的な方法、衛生的な方法のジビエハンターの考え方を取り入れた搬入体制が構築できるよう研修等を行っていく。
--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	江津市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
島根県農業協同組合いわみ中央地区本部江津支店・島根県農業協同組合島根おち地区本部営農部営農施設事業所統括課桜江事業所	市内の営農(技術)指導及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
島根農業共済組合浜田事務所・邑智事務所	水稲被害に関する情報及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
江川漁業協同組合	内水面における鳥獣被害情報及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
鳥獣保護管理員	鳥獣保護及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
江津市有害鳥獣捕獲班・江津市猟友会	有害鳥獣の捕獲及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
農業集落協定等を締結した地域代表者(江津東部・西部・桜江地域)	本市のモデル地区となる取組を実施し、有害鳥獣関連情報の提供を行う。
江津市農業再生協議会	農業の担い手支援に関する情報及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。

浅利観光(株)	イノシシ肉を利用し処理、加工販売を行う。
江津市農業委員会	農業全般の情報及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
江津市	事務局を担当し、協議会に関する運営・連絡調整を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
島根県西部農林水産振興センター	有害鳥獣関連の情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・既存の江津市有害鳥獣捕獲班を中心に、江津市の農林水産業等への鳥獣による被害を軽減させるため、江津市鳥獣被害対策実施隊を設置する。捕獲時の現地確認等を主に行っている。規模は江津市有害鳥獣捕獲班員の約9割が実施隊となっている(60名程度)。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・日本型直接支払制度実施地域等に対して地域の特性に合わせた被害対策を実施していく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等と有害鳥獣被害の情報の共有を図り、効果的かつ効率的な捕獲及び防護を図る。 ・住民の生命又は身体に対する危害が発生することを防止するため、住民に対し注意喚起を行い、被害防止活動支援を行うまた、実施隊及び捕獲班と連携し捕獲活動を行う。 ・市境での効率的な野生鳥獣対策を実施するため、近隣市町と情報共有し、緊密な連携をとる。
